

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告の概要

平成 27 年 10 月 19 日
埼玉県人事委員会

本年の職員及び民間の給与調査の結果に基づき、職員給与が民間給与を下回ることから、月例給、特別給（ボーナス）ともに引き上げる（月例給、特別給ともに引き上げるのは 2 年連続）
平成 27 年度から実施している給与制度の総合的見直しを着実に進める

1 本年の給与改定

（1）月例給：引上げ改定

本年 4 月分の職員給与と民間給与をラスパイレス方式により精密に比較

民間給与 A	職員給与 B	較 差	
		A - B	$(A - B) / B \times 100$
398,366 円	396,585 円	1,781 円	0.45%

職員の平均年齢：43.9 歳

給料表は、初任給を中心に若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて引上げ
公民較差の状況等を考慮し、地域手当の支給割合を引上げ（8% → 8.3%）

（2）特別給（ボーナス）：引上げ改定

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間の特別給の年間支給割合を比較

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.19 月	4.10 月

民間の年間支給割合に見合うように、年間支給月数を 0.1 月分引き上げ、引上げ分は勤勉手当に配分（年間 4.10 月 → 4.20 月）

2 給与制度の総合的見直し（平成 28 年度実施事項）

平成 27 年度から実施している「給与制度の総合的見直し」を着実に進めるため、次の措置を講ずる。

本県における給与制度の総合的見直しは、世代間の給与配分の見直しを含め、平成 27 年

度に給料表の水準を引き下げるとともに、県内の民間賃金水準等を考慮し、主に地域手当の支給割合を段階的に引き上げるもの。なお、給料表の水準の引下げに伴う段階的な緩和措置を平成 30 年 3 月まで実施

(1) 地域手当の支給割合の改定

給料表の水準の引下げに伴う経過措置の状況等を踏まえ、平成 28 年度の支給割合を引き上げる。(8.3% → 9%)

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

単身赴任手当の基礎額、加算額の限度を引き上げる。

3 その他

(1) 女性職員の活躍促進

計画的なキャリアの形成や研修の更なる充実を図るなど、これまで以上に積極的な活躍促進を図ることが重要

管理監督者をはじめとする職場全体の意識改革を図るとともに、多様な働き方の検討を進めるなど、仕事と家庭の両立支援に取り組んでいくことが必要

(2) 多様な働き方への対応

業務ごとの県民サービスに与える影響、職員のニーズ等、様々な観点からその効果・影響を考慮しつつ、フレックスタイム制の導入について検討することが必要

(3) 不祥事の再発防止に向けた徹底した取組

あらゆる機会を捉え、研修等により繰り返し職員に対する意識付けを図るなど、徹底した不祥事の再発防止対策に継続して取り組んでいくことが必要

【参考】

職員給与

- ・ 勧告対象職員は知事部局、警察本部、教育委員会の職員 58,648 人
- ・ 4 月 1 日現在の在職者の給与等について調査

民間給与

- ・ 企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の埼玉県内の事業所 2,110 事業所から無作為に抽出した 460 事業所を対象として、実地調査（調査完了率：82.5%）
- ・ 常勤の従業員の本年 4 月分給与等や給与制度について調査